

令和6年度宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点運營業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

令和6年度宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点運營業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

「令和6年度宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点運營業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

29,948,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 宮崎県に本店、支店、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類される「職業紹介業」、「労働者派遣業」を営んでいる者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (9) 共同企業体の場合は、次のアからウまでに掲げる要件を満たすこと。
 - ア すべての構成員が、(1)から(8)までに掲げる要件を満たすこと。
 - イ 共同企業体の構成員数に制限はない。ただし、代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。

ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の企業体の構成員として、参加することはできない。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール（予定）

(1) 公告	令和6年2月20日（火）
(2) 事前説明会参加申込書の提出締切	令和6年2月22日（木）正午
(3) 事前説明会	令和6年2月26日（月）
(4) 企画提案競技参加申込・質問受付の提出締切	令和6年3月6日（水）午後5時
(5) 企画提案書の提出締切	令和6年3月13日（水）午後5時
(6) 審査会	令和6年3月15日（金）
(7) 審査結果の通知	令和6年3月19日（火）までに

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日時：令和6年2月26日（月）午後1時30分から

場所：宮崎県庁9号館3階 933号室

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書（別紙1）を提出すること。なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

① 参加資格

本要領中「5 参加資格要件」を満たす者

② 提出先

下記12を参照

③ 提出期限

令和6年2月22日（木）正午

④ 提出方法

ファックス又は電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

⑤ 留意事項

参加人数は各事業者2名までとする。

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙2）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和6年3月6日（水）午後5時

③ 提出方法

ファックス又は電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(3) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙3）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和6年3月6日（水）午後5時

③ 提出方法

ファックス又は電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(4) 企画書の提出

① 提出書類（提出部数）

ア 企画書（任意様式、4部）

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判とし、作成者の名称、ページ番号を挿入する。
- ・ 仕様書及び審査項目表の各項目に従って、提案内容をわかりやすく記載する。
- ・ 事業全体の年間スケジュールを作成すること。

イ 見積書（原本1部、写し3部）

- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・ 仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。数量、単価等、積算根拠についても明らかにすること。

ウ 誓約書（別紙4）（1部）

エ 共同企業体を構成する場合にあっては、共同企業体協定書（別紙5）（1部）

オ 納税証明書（1部）（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）

カ 特別徴収実施確認・開始誓約書（別紙6）（1部）

キ 直近3期分の決算報告書（4部）

ク その他、会社概要や本事業の実施に関する参考資料があれば提出すること。（4部）

② 提出先

下記12を参照

③ 提出期限

令和6年3月13日（水）午後5時

④ 提出方法

持参又は郵送

⑤ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(5) 審査方法

複数の選考委員において、プレゼンテーションによる企画提案協議を行い、審査項目票の項目を総合的に勘案して、最も優れた企画を提案した1者を受託者として選定する。

日時：令和6年3月15日（金）午後1時30分から

(6) 審査の通知

令和6年3月19日（火）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の締結

- (1) 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、宮崎県財務規則（昭和39年3月21日規則第2号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。ただし、県が業務の円滑な遂行を図るために必要と認める場合には、概算払いと出来るものとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 提出書類及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館5階
- (2) 担当 宮崎県商工観光労働部商工政策課経営金融支援室（担当 那須）
- (3) 連絡先 電話番号0985-26-7097
ファックス番号0985-26-7337
メールアドレス keieikinyushien@pref.miyazaki.lg.jp